

条例の概要（議案第2号）

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例関係

1 改正の背景

（1）給特法の改正

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部改正（令和元年12月11日公布、令和2年4月1日施行）により、国は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、**教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理**その他教育職員のサービスを監督する**教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置**に関する**指針**を定めることとされた。

（2）指針の策定

これを受けて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する**指針**」が、**令和2年1月17日に策定**され、指針において、都道府県及び指定都市は、**教育委員会が定める教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の実効性を高めるため、条例等の整備**その他の必要な措置を講ずるものとされた。

※ 在校等時間

超勤4項目（校外実習、修学旅行、職員会議等）以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間

2 指針の主な内容

- （1）1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の**1箇月の合計時間の上限を45時間、1年間の合計時間の上限を360時間**とすること。
- （2）在校等時間が一定時間を超えた教育職員に**医師による面接指導**を実施すること。
- （3）在校等時間の長時間化を防ぐための**業務の分担の見直しや適正化等の取組**を実施すること。

※ **上限時間**（指針を参考にしながら、教育委員会規則等において定める。）

1 原則

（１） 1 箇月の時間外在校等時間 4 5 時間以内

（２） 1 年間の時間外在校等時間 3 6 0 時間以内

2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合

（１） 1 箇月の時間外在校等時間 1 0 0 時間未満

（２） 1 年間の時間外在校等時間 7 2 0 時間以内

（３） 時間外在校等時間 4 5 時間超の月 年間 6 箇月まで

（４） 連続する複数月の平均時間外在校等時間 8 0 時間以内

3 改正理由

教育職員が心身ともに健康を維持しながら業務を遂行できるようにすること並びに業務の役割分担及び適正化を着実にを行い、本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくことが必要であることから、**本市においても、指針を参考として必要な措置を講ずることとするもの**